平成２８年（フ）第９６７号
福岡市博多区中洲５丁目４番10―2506号、前住所北海道釧路市新橋大通６丁目１番21号
破産者　三浦　美香（旧姓開沼）
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９６号
福岡県福岡市博多区中洲５丁目４番17―308号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市中央町24番地14（アッソラーレ中央町201号）
破産者　諸永　亮輔
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６００号
北海道千歳市北栄１丁目３番26号
破産者　下川　隆久
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６８号
北海道恵庭市緑町２丁目４番２―301号
破産者　山田　将登
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９号
長野県北安曇郡池田町大字会染5253番地１
破産者　小林　澄子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２４号
長野県茅野市宮川4408番地５、開始決定時の住所長野県諏訪市高島４丁目2068番地10
破産者　前田　　信
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第２０５号
愛知県豊橋市忠興２丁目７番地の21
破産者　鈴木　叔子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３５１８号
大阪市北区天神橋３丁目９番24―615号
破産者　渡部日出男
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８２号
福岡市城南区七隈７丁目45―１　福岡大学病院内、住民票上の住所福岡県糸島市波多江駅南１丁目５番26号
破産者　見山　　朗
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３号
長崎県長崎市西海町1753番地２
破産者　小森　俊子（旧姓川尻）
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４１２号
鹿児島県鹿児島市春山町241番地11
破産者　塩屋　大輔
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８２３号
横浜市西区東久保町18番８号
破産者　本多　信敏
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４７号
川崎市高津区千年785番地８、開始決定時の住所横浜市港北区高田東２丁目32番13号
破産者　林　早都始
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２号
新潟県長岡市栃尾泉389番地７
破産者　倉茂　静録
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
金沢市保古町ニ129番地、従前の住所金沢市北安江４丁目17番14号
破産者　齋藤　一也
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３４号
金沢市城南２丁目16番20号
破産者　山岸　　等
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８４号
金沢市長坂台５番20号
破産者　田川美代子
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２８年（フ）第１１５７号
福岡市東区香椎浜２丁目１番４―304号
破産者　黒川　豊雄
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部